文記 上

方丈記

題集句書題也荀子篇名所以題号者
曰神仙儒佛之号幾于多矣雖然約
佛經則不過七種要知方丈記者大
意与喩維摩詰居士傳曰舍衛
國有維摩詰居宅唐顯慶中玄奘因而
名度過淨名宅以筋量基址所以号
方丈亦他長明以不取則略曰

宮内庁書陵部

邪離城維摩窟所次他一丈窟記誌
也事也理也師右同統理窟事而係之
年月也言長明作方丈因縁誌之

鴨

鴨者山名愛宕郡也公事根源曰下鴨
御祖二柱雷御祖神者号玉依姫
賀茂健角身命之女也或時道遥瀬見
小川邊月川上丹塗矢一筋流下玉依

姫拾彼矢夾於屋之頂之乙姫孕生男
子雖然不知父母誰也或時孫殺酒宴
授盃彼兒教云与汝父兒擲之盃庭空
踊彼屋四方飛昇天神之子也乃至是
則別雷神也丹塗矢者今松尾大明
神是也

長明

蓋影號之下書作名者墨鷹淨土論

註依人信法故也下安撰号云云今此方
文記略長明所作也十訓抄曰法橋
社氏人菊大夫長明者和歌管絃道人
也不叶望社司故恨世出家云云東遊
日記元久年辛未十月十三日略社氏
菊大夫長明入道法名依雅經朝臣之
拳此間下向奉猶將軍家及度々云云
日今日當ニ墓下將軍御忌月条枝

法花堂念誦讀經之間懐舊之涙頻相
催住一首和歌於堂柱草茂木茂霜秋
霜消日空苔拂山風或曰長明者久壽
元年生日春秋經六十曰歳建保年
丙子六月八日卒子

作意

曰源信二家義内大小二宗以合長明時代
也且經論釈之語且異朝我朝文和歌記

変常反易理而後代世人之道世之

老遷耳

ゆく川のながれは絶えずして　もとの水にあらず　淀みに浮ぶうたかたは　かつ消えかつ結びて　久しくとどまりたるためしなし　世の中にある人と住まひとまたかくのごとし

[illegible]

△[illegible]○釈名云[illegible]戴蒙也在[illegible]蒙屋也徐曰所[illegible]義故[illegible]陳也　[illegible]得[illegible]舍猶[illegible]廟[illegible]動於貴

△[illegible]○[illegible]人の[illegible]○[illegible]人の[illegible]

△代々[illegible]○字彙代有世也　廣雅年代世也[illegible]

△[illegible]○助語辭是有所自而発謂[illegible]此故義也

△[illegible]○[illegible]年[illegible]

記後之視於今猶如今視昔　[illegible]

△[illegible]

△[illegible]人の[illegible]○[illegible]

△[illegible]人の[illegible]○[illegible]

△[illegible]○[illegible]

△[illegible]○[illegible]

△

△はれたるゆふべ　みやこのうち
解脇云先生先生都去　前來世　滿來世　全無難世々々
又云我　何処來又去受　何身　金剛經　目無所住
本無所去故名如來

△又ちくしの。うきたるかりて。ゆくへもしらぬ。
△うりのやうに。ちりぬるかりの。なりはてぬ。
倚寓ともし。

△ものあるーとしみーとあるーそし。○白氏文集題
驪地宅林亭小莫厭家貧泊訃撒多少朱門鎖空宅主
人到了不然歸

△ものの。あはれとしらるるあるあるあるあるのうち。○禮記月
令仲夏本樹葉今文算作蓮

△ものの。あはれとしらるるあるあるあるあるのうち。
△ものの。あはれとしらるるあるあるあるあるのうち。

△ものの。あはれとしらるるあるあるあるあるのうち。

△ものの。あはれとしらるるあるあるあるあるのうち。

△凡。発語詞也 又大槩の説し異本に私とあり
集成云今人鄙人為凡夫輕賤之称也

△ものゝとゝ。漢書五十五以下謂之動
子童獨言未有室家也 説文未冠也 論語十有五而志
于学 十五より以後をものゝとゝいふ

△罕あまりのまれなるとゝ。素問年四十而陰気
自半也起居衰 論語子罕篇後生可畏焉 罕稀之
不如今也四十五十而无聞焉斯亦不足畏也

△不思議。ふしぎなるとゝ

△良。よきとゝ 言塵集ふかきとゝ

△安元三年四月廿八日。年代記云安元三年八月廿日
の年号之大極殿焼亡其後嘗

△ふしぎ。驚れとゝなり

△凡物のゝとゝ。ものゝ中あまりの表なを
ぞ。世の不思
議とゝ。ふしぎなるとゝ。やゝ
美るあひだ。
くよたちぬ。玄安元三
年四月廿八日のよ
もをしく吹くゝ
なりたるとゝ。成のとゝ

△都。京師 自鹿邊京師京也 平
子所居 左傳昔邑有分茅之蔽 都邑都城也

△たゝ。東南の角なり 即樋口富小路

△火。あかつゝく。説文火毀也 抱朴子云抱朴子
ふ火ゝ

△ふ。ふるとゝ

△三。三災 三界義曰大三災者一火災
二水災三風災也 問此三災壞何處平若火災能壞
梵世 色界初禅此中多火所燒故

△いぬ。西北の角なり

△朱雀門。拾芥抄云長安南面皇城門是謂朱雀門
又大明宮南面五門正南曰丹鳳門夫丹鳳朱雀其義
一然則以其在南方故謂之朱雀平 伊氏造之二階七間戸
五間 朱雀門中二間
△大極殿。拾芥抄云朝堂院正殿名云八省院是也又謂
之最大殿

△大学寮。拾芥抄云二条南土生西 職源抄云大学寮者
四道儒士出身之處也 和漢最為重職 紀傳明経明法
学道謂之四道 又當寮置先師先聖 先師九哲春秋二仲
釋奠有東西二舞 菅江二家為其曹主 諸氏出身之儒
謂道於此二家而已 鄭賦者 儒中之撰也 但雖非儒 又
又有例

だゝ。北の角なり
火。ふるとゝ。火ぞ来りて。いぬのよも
ぶ。たゝくとゝ。朱雀門大極
殿大学寮民部省まで
なりて。一ぞ程よ廣庭
となりとゝ。火ぞ八極は
冨小路とゝや。病人とゝや
せるとゝ屋とゝ。ぞ来る

△民部省○拾芥抄曰民部省宮城内大政官南義福大路西職源抄云周礼地官大司徒之職也邦国土地之図戸口人民之数官之政令也本朝又如此天下之戸口皆掌之文有図帳目郡勝示載之明白謂之民部省図帳

△一説ニハ戸とよめり戸とは家ニ妻子眼前事歟賜ハ火便成歟

△撫口○五条ヲ

△やとせるうち屋○ちまたの家ハ

△ひとしく○ちまたの家ハ

△ふきぬ○ちまたの家ハ

△映て○字彙映相照也

△あまつく○遍也

△ちまたの人○岐也ちまたとは二三町あひだを越て中の人とは

△ちまたの人○万葉に岐と書り

△ちまたく○四ちまたとなり

△ちまたの人○岐ちまたとは二三町あひだを越て中の人とは

△ちまたの人○万葉に岐と書り

△ちまたく○四ちまたとなり

時じてあまねくあなる中ふかき法ど吹ちまたにする岐とふぐごとくあり

て二三町を越ぬ梅の

ちまたの人とは中の人とは

らひやあらひへ梅ふむを

びくあまつ或も

岐ふまれくさちまた

△[illegible]○大智度論曰譬喩世界室无有點身金　孟子云豈
有他哉遊氷火架益深如火益熱　辛苦しての[illegible]
△七寶ハ法○七珠ハ佛教ニ七種珠宝ニシテ[illegible]
云一金二銀三吠瑠璃四頗黎五車渠六瑪瑙七赤真珠　无量壽經云金銀
瑠璃頗梨珊瑚碼碯　萬宝ハ[illegible]
△灰燼○韻會火餘爲灰　字彙燼者火餘殘

△公卿○職原鈔曰摂政関白及三公是公也散一位及三
位已上是卿也參議者雖四位猶卿也但公卿猶稱
四位也

△[illegible]○一緊惣説のごとくなり

△色塵をたつぬるに○かたちをたつぬるに
△いとなむ○[illegible]
△さしもあやうき○[illegible]

△家を作りて[illegible]とはいへり○池亭記云陪堅
賢之造家也不費民不勞鬼仁義爲[illegible]
[illegible]以道德爲門戶以慈愛爲[illegible]好儉爲家事
爲家居其中有火不能燒風不能例殃不得
[illegible]災不得來鬼神

△あらきかくそ[illegible]○[illegible]
とり　日本紀[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

△又治承四年卯月廿九日○高倉院御宇也
△中御門京極の辺より○詳拾芥抄よあり

又治承四年卯月廿九日の酉中御門京極の辺より

△大なる辻風○大三災之内風災よあるなり
三界義風災能壊三禪已下此中烏風所顛散　元命包云天地怒而烏風　荘子大塊噫氣其名為風
俗伝に同月廿九日の午れ時に京中に黒雲ふきて大風吹く顛倒と風の中に門多倒れより起りて坤の方へ吹てもの棟門平門吹揚くゆ町十町とり吹わたり洋板抜桂をハ虚空に散ゝしあるも檜皮葺板の類をのゝ風に乱りくゝ移ゆくゝ吹ゆくゝ所の人民の被損ものゝ数と知ず数と知ず牛ものゝ数と知ず数と知ず
とて祇館にして占ありと百日の中に猶と変くゝ所に所に祇館と天下の草おゝ繁くゝ神祇館陰陽寮とゝ

△けさそらの桁桂そり

△門のうへの棟多のあるなり

△垣の牆也徐曰垣有院周繞之意早曰垣高曰牆

てあるべきなるべかりけり。さるがらひらかぬまきもあるもありけりさもあるべきなりおもまるもあり。又門のうへの屋根吹もれちくぼみ町ゥ程ふもとの垣を欠ひて藻とひらけるかきりもなや家れうちの

又

△あの木の木の風に乳のあること〳〵。

某寺住僧の某とあり後鳥羽院の御ひめ〳〵にかくれりしかのちのちのまくまくの世ハくくてありけれ

△ちりを絵のごとくの事約云桑條无葉土生姻

劉岳錫詩花風張稿揚塵埃

あるこのどれほどくく

ふかあり。樫はふき板

の新ひめの木の葉花

風に乳のうごく。蓬

を編むこくぬそあ

きびとびくに目をとどめ

△そひくく。去子ありの梁鴨とそり

△そうむ。日本記に動とあり奥義抄に

とびくしをたりごと

雷やそり

む事ものいふ事を

△彼地獄の業風○往生要集第一地獄亦分多八等活二黒繩三衆合四叫喚五大叫喚六焦熱七大焦熱八无間　又云聞地獄罪人啼獄之声悲愁恐怖受无量如是无量百千万億无数年歳聞啼哭声十住恐怖心戦慄怖畏阿羅人呵責之言汝聞地獄声已如是何況地獄焼如焼乾薪次焼非是焼悪業乃是焼次焼則[illegible]業焼不可滅之下見輔行云地獄従義論地下之獄也　三界差我云問五趣中且何名地獄耶答曰梵云捺洛迦此云苦器苦器悪道悪業人隨苦器中受諸苦故云苦器地下有獄故名地獄也

△ひとりさらしたるかたち

なをりぬ辻風はいはねよ吹
ものみれどあかるもやは
あるぞそこにあるぞ

△あるこしたるかたち○国語辰翁云今其有突乎是歳海多天風

△さらさらめ〳〵○変化のものなりけること

△さとり○祥と也

今ハ昔ノ年ノ秋ノ頃ノ事ナリケル
年ノ秋ノ頃ノ事ナリケル
年ノ秋ノ頃ノ事ナリケル

△後ちゝ沢教百家をつくり。垣内天皇ゝ安
徳ゝ口ゝ道ゝ教百家をつくる

△ゝゝ。色能とり

△御門ゝ姫あてまつり大臣ゝ家ゝ
ゝ家ゝ紀ゝ
ゝ御輿ゝ
ゝ御同輿ゝ
ゝ乳母師亮
殿ゝ御輿ゝ被奪ゝ中宮一院上
皇ゝ御幸ゝ
ゝ
ゝ
ゝ

きゝ人ゝゝあゝ。ゝ
と世ゝ人ゝゝゝゝ
あゝ家ゝゝゝゝ
きゝ。ゝ
ゝ
ゝ

あるひとの御あれはをはしてくるまの前にかけ
川一樹ハ毀入筏に組うへ漕分雑色乗に移
給へとそそのかるまた川ハ広海の内なり 後撰
後選に多くさしたの行の蔭つかさにそすけ
くるまうねをと

とあるはをとをはへ
家ハとぶれて漕分
うゝび地ハ月前の白れ
ふ人のん皆あるそあ
つくそるる舟とのこと
くそ車と用ととる
人ゝ西南海の一所と
称ひ東ハ国ノ定国と

△こゝ河内のつゝるれあるりあるて摂津酒ゝ
家すくまり○毛の和ゝ人ゝ船ありて摂津酒
ゝりゝるゝ

△彩帆船せてゝ漕室ゝるゝあゝ
辛酉御祭ゝ治承元年六月九日に新嘗の
ゝあゝ人ゝとて上ゝ殿上ゝる人ゝ
御五御門宰相中将通親奉行辨ゝ前左少弁行隆
官人ゝとりて當国和多の松浦郡ゝ
て照ゝく九州の地を御ゝ一条ゝりゝ
条ゝて八ゝ所ありて ゝりゝ今ゝ
百条ゝ条ゝあゝのゝ小室ハあゝゝも船ゝ
ゝの上ゝ船ゝ

ゝの船ひとゝ○ゝゝゝゝ

の系ゝ室ゝ和のゝゝ
ゝ船ゝ室ゝて漕室ゝ船ゝ
ハゝゝ信てゝゝ海ハ海
ゝゝて下ゝゝ波の船
ゝゝ船ひとゝゝて船

△特の発もろくやと○九月十日に作りくる紙
より日本花にて花鳥の絵のかきあさ
倉持のまろにられとりてえのり行
けり坊ゆあるそ　初倉筑前と玉花ふる
△市こやうそりて傷ろくも作りくる○
ひとくるあやの鶏よ天智天皇のきれまろ
ものまて行まてろうてやてくきくる
行ろそとものみそてあるあり

△法くに作れるあんひとうふ詩花の人まま
まれるひとにいろせんとんえらひくや

風こしてきくを泡嘉八
ひろ中あれがかの木花
をくやと中くやうこ
つくく傷なるくも作り
さ月こふがぼちて門を
せるあんどくこひて法
家ぶぼくよ作まるふあ
らを。粒ひれりさ地を

△多くきれる屋かとくな
くしく。高八流よあれくる。
家花流の何はくに何くしく○ふくこ六年
安城より新花八御あれ帝ると方家ふ集ふよ
ふくくふくきくこくくふまへのこくま
くくくくり
△あくくくくくくの世ふあくくくの人を
くくくす
△法くくの作ひとうをり○詩花に登庫法師断
の人ふんのくきまくくくくれどくるあれの
月

△土木のくくひ○土八土地年代家財あるる

車にのりてさいはいにのり。行儀のよろしきありさまをとり

△物の條望○是等は物の極とあり

△あち南ちにあるを知りてさくひるひそる我
知てとれしんの。物人をとられしへ人も四海
をひとにひとしくとり　古今条あひ是
きやひるのとれよりてあはのるる
きいはりせんとは　可愛の条のあに物の品
をとるとしくしきのたるやへそちりあり
○荀子曰相形不如論心論心不如釋術形不
如勝心不勝術相鯉恵心術善无害為君子
形相鯉善而心術悪不害為小人

夕

△ものくのあるはあるく

△うきさそらて。痴立也

為を為ものく見聖人
世中うきさそらて人のん
もれさまを民の為つ
ゆふをしうるさりそれ
同年の冬大内殿
ひ同年の冬大内殿
ひまされども
ち後をしう家元。
ゆ
ふ

△同年の十月大内殿に下られ
まさ○平部殿に上の殿の
殿を被仰ありけり山奈殿
る殿は殿の殿
しも接をかるとの殿
殿遠殿と同十二月廿日殿
ケり　是平部の冬とあり

△ことしのしのしのしのしの
冬部殿に御殿ありけれど何の

[illegible]拾くとられ[illegible]六波羅池殿一流[illegible]
[illegible]の行幸八五条内裏[illegible]各家[illegible]
[illegible]八撥加家[illegible]大秦[illegible]山の斤[illegible]
[illegible]て或八堂の[illegible]廊或[illegible]の[illegible]殿[illegible]に分て
[illegible]人も[illegible]家[illegible]

△[illegible]の[illegible]代[illegible]世[illegible]
[illegible]六年[illegible]池作の[illegible]
六韜云帝堯王天下時金銀珠玉不飾錦繡文綺不衣
奇怪玩異不視琉璃之器流俗之樂不聽宮室屋
室不堊甍桷椽櫨不劉茅茨偏庭不[illegible]

△[illegible]の[illegible]
[illegible]聖代の公事政[illegible]
[illegible]書に[illegible]
[illegible]の[illegible]民の[illegible]
[illegible]

[illegible]代[illegible]
[illegible]御[illegible]
[illegible]て国[illegible]
[illegible]則御殿[illegible]茅[illegible]
[illegible]て[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]

△今[illegible]世[illegible]○後白河[illegible]
の治[illegible]世[illegible]
[illegible]時代なり

[illegible]世[illegible]
[illegible]今の世中[illegible]
[illegible]
[illegible]